

公立大学法人静岡文化芸術大学個人情報保護規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第14条第1項、第16条第1項及び第2項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項、第29条第1項、第36条第1項並びに第52条の規定により、公立大学法人静岡文化芸術大学が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第14条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

(開示の請求書)

第3条 条例第16条第1項に規定する請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第16条第2項(第29条第3項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)及び第26条第2項の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他これらに類する書類として公立大学法人静岡文化芸術大学理事長(以下「理事長」という。)が認めるもの
- (2) 本人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として理事長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第21条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。ただし、第3条の請求書を受領した日に第1号に掲げる決定をした場合において、その日に当該決定に係る保有個人情報を開示するときは、同号に定める通知書に代えて口頭により通知することができる。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書(様式第4号)

2 条例第21条第3項の規定による通知は、保有個人情報非開示決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(開示決定等期間延長の通知)

第6条 条例第23条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長の通知)

第7条 条例第23条第3項の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(開示請求事案移送の通知)

第8条 条例第24条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第8号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 条例第25条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る保有個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用

する理由

(2) 前項各号に掲げる事項

3 条例第25条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

4 条例第25条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(様式第10号)によるものとする。

5 条例第25条第3項の規定による通知は、保有個人情報開示決定に係る通知書(様式第11号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第26条第1項の実施機関が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
- (2) 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

(開示の実施)

第11条 保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けた者は、理事長が指定する日時及び場所において、当該決定に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 前項の場合において、保有個人情報が記録された公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 理事長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者に対して、保有個人情報が記録された公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 保有個人情報が記録された公文書の写しの交付の部数は、公文書1件につき1部とする。

第12条 条例第27条の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。

(訂正等の請求書)

第13条 条例第29条第1項に規定する請求書は、保有個人情報訂正等請求書(様式第12号)によるものとする。

(訂正等の決定等期間延長の通知)

第14条 条例第32条第2項の規定による通知は、訂正等の決定等期間延長通知書(様式第13号)により行うものとする。

(訂正等の決定等の通知)

第15条 条例第32条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定 保有個人情報訂正等決定通知書(様式第14号)

(2) 保有個人情報の一部の訂正等をする旨の決定 保有個人情報一部訂正等決定通知書(様式第15号)

2 条例第31条第2項の規定による通知は、保有個人情報非訂正等決定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正等請求事案移送の通知)

第16条 条例第33条第1項の規定による通知は、訂正等請求事案移送通知書(様式第17号)により行うものとする。

(利用停止等の請求書)

第17条 条例第36条第1項に規定する請求書は、保有個人情報利用停止等請求書(様式第18号)によるものとする。

(利用停止等の決定等期間延長の通知)

第18条 条例第38条第2項の規定による通知は、利用停止等の決定等期間延長通知書(様式第19号)により行うものとする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第19条 条例第41条の規定による通知は、諮問通知書(様式第20号)により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過規程)

2 平成14年4月1日以降の文書に学校法人静岡文化芸術大学が作成した文書のうち、公立大学法人静岡文化芸術大学に引き継ぎされた文書にこの規則を適用する。

別表（第 12 条関係）

公文書の種類	写しの交付の方法	金額
1 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	1 枚につき 10 円。 ただし、多色刷りのものにあつては、1 枚につき 50 円
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額
2 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複製したもの	1 巻につき 160 円
3 録音テープ	録音カセットテープに複製したもの	1 巻につき 100 円
4 電磁的記録（2 の項又は 3 の項に該当するものを除く。）	イ 印刷物として出力したもの	1 枚につき 10 円
	ロ フロッピーディスクに複製したもの	1 巻につき 20 円

備考

- 1 1 の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 1 の項イの場合において、用紙は、原則として、日本工業規格 A 列 3 番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 全体共通		<input type="checkbox"/> 一部共通		<input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		登録		登録年月日	平成	年	月 日
		保有		変更年月日	平成	年	月 日
個人情報取扱事務の名称							
個人情報取扱事務の根拠							
個人情報の利用目的							
個人情報の対象者の範囲							
個人情報 の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 性別			
		<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍			
		<input type="checkbox"/> その他()					
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係			
		<input type="checkbox"/> その他()					
	社会生活, 経済活動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 所属団体	<input type="checkbox"/> 資格	
	<input type="checkbox"/> 資産・所得	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 賞罰		
	<input type="checkbox"/> その他()						
心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 身体状況				
	<input type="checkbox"/> その他()						
思想, 信教, 信条等	<input type="checkbox"/> 思想, 信教及び信条	<input type="checkbox"/> 人種及び民族	<input type="checkbox"/> 犯罪歴				
	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報						
	<input type="checkbox"/> その他()						
その他	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()					
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()					
個人情報の取得先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外					
		<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 民間法人・団体				
		<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 私人				
		<input type="checkbox"/> 他の官公庁	<input type="checkbox"/> その他()				
個人情報の提供先	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有					
		<input type="checkbox"/> 実施機関内	<input type="checkbox"/> 民間法人・団体				
		<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 私人				
		<input type="checkbox"/> 他の官公庁	<input type="checkbox"/> その他()				
個人情報のオンライン結合の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有					
外部委託の有無及び内容	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		委託内容()			
個人情報が記録されている主な公文書の名称							
備考							

保有個人情報開示請求書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 殿

(郵便番号)
 住所
 氏名
 連絡先(電話番号)

静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報 が記録された文書等の 件名又は内容 〔できるだけ具体的に〕 記入してください。〕		
法定代理人が開示請求する 場合における本人の 状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)
開 示 の 方 法	1 閲覧	2 視聴又は聴取 3 写しの交付

- (注) 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
 2 開示請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）
 (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）

以下の欄には、記入しないでください。

請 求 者 本 人 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他 ()
法 定 代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
担 当 部 所 等	(電話番号) 内線 ()
備 考	

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条第1項の規定により次のとおり開示することと決定しましたので、通知します。

開示請求のあった保有個人情報			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 午後
	場 所		
担 当 部 所 等	(電話番号 内線)		
備 考			

- (注) 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ担当部所に連絡してください。
 2 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。また、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）
 (2) 法定代理人の場合は、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条第1項の規定により次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して6箇月以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

開示請求のあった保有個人情報		
開示の日時及び場所	日 時	・ 年 月 日（ ）午前・午後 時
	場 所	
開示しない部分		
開示しない理由	静岡県個人情報保護条例第16条第 号該当	
担当部所等	(電話番号 内線)	
備考		

- (注) 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ担当部所に連絡してください。
 2 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。また、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）
 (2) 法定代理人の場合は、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条第2項の規定により次のとおり開示しないことと決定しましたので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して6箇月以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

開示請求のあった保有 個 人 情 報	
開 示 し な い 理 由	静岡県個人情報保護条例第16条第 号該当
担 当 部 所 等	(電話番号 内線)
備 考	

様式第6号 (第6条関係)

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第23条第2項の規定により次のとおり決定する期間を延長しましたので、通知します。

開示請求のあった保有個人情報	
当初の決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当部所等	(電話番号 内線)
備考	

様式第7号（第7条関係）

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第23条第3号の規定により次のとおり決定する期間を延長しましたので、通知します。

開示請求のあった保有個人情報		
当初の決定期間満了日	年 月 日	
開示請求のあった保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限及び開示決定等をする部分	期 限	年 月 日
	開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
静岡県個人情報保護条例第23条第3号を適用する理由		
担 当 部 所 等	(電話番号 内線)	
備 考		

様式第8号（第8条関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第24条の規定により次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定又は非開示決定は、事案の移送を受けた実施機関が行います。

開示請求のあった保有個人情報		
移送先	実施機関	
	担当部所等	部（所） 課 係（班） (電話番号課 内線)
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送をした実施機関の担当部所等		(電話番号課 内線)
備考		

様式第9号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日
第 号

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）に基づき、次のとおり に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定について御意見があれば、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る保有個人情報 が記録された文書等	
開示請求のあった日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている 情報の内容	
意見書提出先 （担当部所等）	所在地 郵便番号 (電話番号 内線)
備 考	

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長 殿

（郵便番号 ）

住 所

氏 名

連絡先（電話番号 ）

年 月 日付で照会のあった件について、次のとおり回答します。

（該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。）

1 開示されても支障が生じない。

2 開示されると支障が生ずる。

(1) 開示により支障が生ずる部分

(2) その理由

様式第 11 号 (第 9 条関係)

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けの に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）に基づき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して 6 箇月以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

開示請求に係る保有個人情報 が記録された文書等	
開 示 決 定 の 内 容	
開示決定をした理由	
開 示 を す る 日	年 月 日
担 当 部 所 等	(電話番号課 内線)
備 考	

保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
連絡先 (電話番号)

静岡県個人情報保護条例 (平成 14 年静岡県条例第 58 号) 第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正等を請求します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正等を請求する保有個人情報の内容		
訂正等を求める内容		
法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

- (注) 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
(1) 本人であることを証明する書類 (運転免許証, 旅券, 健康保険の被保険者証等)
(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本, 登記事項証明書等)
3 請求の際は、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
4 開示を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

以下の欄には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証	2 旅券	3 健康保険の被保険者証
	4 その他 ()		
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 登記事項証明書	3 その他 ()
担当部所等	(電話番号) 内線 ()		
備考			

訂正等の決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正等については、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）第 32 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので、通知します。

訂正等請求のあった保有個人情報	
当初の決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当部所等	(電話番号課 内線)
備考	

様式第 14 号 (第 15 条関係)

保有個人情報訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）第 32 条の規定により次のとおり訂正等を行いましたので、通知します。

訂正等請求のあった 保有個人情報	
訂正等の内容	
訂正等年月日	年 月 日
担当部所等	(電話番号課 内線)
備考	

様式第 15 号 (第 15 条関係)

保有個人情報一部訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、静岡県個人情報保護条例(平成 14 年静岡県条例第 5 8 号) 第 3 2 条第 3 項の規定により次のとおりその一部の訂正等を行いましたので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して 6 箇月以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

訂正等請求のあった保有個人情報	
訂 正 等 の 内 容	
訂 正 等 年 月 日	年 月 日
訂正等をしない部分及び理由	
担 当 部 所 等	(電話番号課 内線)
備 考	

保有個人情報非訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）第 32 条の規定により次のとおり訂正等をしないことと決定しましたので、通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学理事長に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して 6 箇月以内に、公立大学法人静岡文化芸術大学を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

訂正等請求のあった保有個人情報	
訂正等をしない理由	
担 当 部 所 等	(電話番号課 内線)
備 考	

訂正等請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正等については、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）第 33 条の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正等の決定等は、事案の移送を受けた実施機関が行います。

訂正等請求のあった 保有個人情報		
移送先	実施機関	
	担当部所等	部 (所) 課 係 (班) (電話番号課 内線)
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送をした実施機関 の担当部所等		(電話番号課 内線)
備 考		

保有個人情報利用停止等請求書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 殿

(郵便番号)
 住所
 氏名
 連絡先 (電話番号)

静岡県個人情報保護条例 (平成 14 年静岡県条例第 58 号) 第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止等を請求する保有個人情報の内容		
利用停止等を求める内容及び理由		
法定代理人が利用停止等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

- (注) 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
 2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人であることを証明する書類 (運転免許証, 旅券, 健康保険の被保険者証等)
 (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類 (戸籍謄本, 登記事項証明書等)
 3 開示を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。


以下の欄には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 4 その他 ()	2 旅券	3 健康保険の被保険者証
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 登記事項証明書	3 その他 ()
担当部所等	(電話番号) 内線)		
備考			

利用停止等の決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止等については、静岡県個人情報保護条例(平成 14 年静岡県条例第 5 8 号) 第 3 8 条第 2 項の規定により次のとおり決定する期間を延長しましたので、通知します。

利用停止等請求のあった 保有個人情報	
当初の決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当部所等	(電話番号課 内線)
備考	

諮問通知書

第 号
年 月 日

様

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長



年 月 日付けの開示決定等（訂正等の決定等・利用停止等の決定等）に対する不服申立てについて、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）第 39 条の 2 の規定により次のとおり静岡県個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

開示（訂正等・利用停止等）請求のあった保有個人情報	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担当部所等	(電話番号課 内線)
備考	